事務処理フロー図

事務名 法人事業税 • 都民税更正請求事務

《事務処理フロー図》

標準処理期間 計60日 (又は計100日) 申 (一般的な例) 法定納期限から5年以内に提出のあった更正請求書 請 申請 毎月25日前後 ○・電子・郵 者 (法人事業税班) - 受付 郵送 *他の道府県に主たる事務 所を有する法人については 税 98⊟ 知 58⊟ 務 実質審査 所 法人特別調査班) *本都内に主たる事務所を有する外 形標準課税適用法人、収入金課税適 支庁 用法人、通算法人、連結申告法人、 医療法人等 課 税 部 上記事務は、23区内に主たる事務所・事業所等を設ける法人等については、 それぞれ下記事務所において行います。(受付のみ、上記法人等の所在する区の都税事務 所(地域所)においても行います。() 内の都税事務所) 千代田都税事務所(文京) 品川都税事務所(大田) 中央都税事務所(江東、江戸川) 渋谷都税事務所(目黒、世田谷) 課 港都税事務所 豊島都税事務所(板橋、練馬) 新宿都税事務所(中野、杉並) 荒川都税事務所(北、足立) 台東都税事務所(墨田、葛飾)

作成部署 主税局課税部法人課税指導課法人事業税班 電話 5388-2963 《事務処理フロー図の説明》

《事務》	処理フロー図の説明》	
項番	項目	説明
1	要件審查	提出された申請書に記載漏れがないかどうかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	税務署調査等を行い、申請書のとおり更正できるかどうかを審査します。 税務署更正処理期間(30日程度)後、書類審査を行い、電算入力処理を行います。
3	決定手続	更正できるかどうかの決定を都税事務所長 が行います。
4	通知	申請した法人に文書で通知します。
5		
6		
7		
8		
9		
10		